

## 平成25年第1回教育委員会会議録

日時：平成25年1月17日（木）

午後4時開会

場所：教育委員会室

### 出席委員

委員長	中 湖 喬
職務代理者	石 井 雅 子
委員	坪 井 守
委員	松 本 昭 彦
教育長	中 野 和 代

### 出席者

教育次長	中 村 光 一
学校教育・人権教育担当理事	岡 野 俊
教育総務担当参事（兼）	
教育総務課長（兼）香良洲事務所長	市 川 昭 子
保健・給食担当参事	
（兼）中央学校給食センター所長	永 井 嘉 久
生涯学習・津城跡整備活用推進	
担当参事（兼）生涯学習課長	市 川 雅 章
津図書館担当参事（兼）津図書館長	
（兼）津図書館図書事務長	新 堂 雅 行
学校教育課長	長 井 一 哉
学校教育課保健・給食担当副参事	丸 山 美由紀
教育研究支援課長（兼）教育研究所長	荻 原 くるみ
人権教育課長	伊 藤 浩 司
生涯学習課青少年担当副参事	
（兼）青少年センター所長	槌 谷 英 史
生涯学習課公民館事業担当副参事	
（兼）津中央公民館長	藪 内 茂
久居事務所長	高 尾 明
安濃事務所長（兼）河芸事務所長・	
芸濃事務所長・美里事務所長	竹 村 健
白山事務所長（兼）一志事務所長・	
美杉事務所長	滝 加寿代

中湖委員長 それでは、本日の議案等、概要説明をお願いします。

教育長 本日の議案等につきまして、概要を説明します。議案第1号 津市教育委員会点検・評価について、1件の議案について、各評価委員さんからいただいた御意見も含めて冊子にしてありますので、御審議をお願いします。詳しい内容につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

中湖委員長 それでは、本日の議案は、議案第1号の議案1件です。議案第1号につきましては、津市教育委員会会議規則第16条第1項第4号の規定に該当するため非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 異議なし。

中湖委員長 それでは、議案第1号につきましては、非公開と決定します。

議案第1号 津市教育委員会点検・評価について

議案第1号 非公開で開催

議案第1号 原案可決

中湖委員長 それでは、議事に入ります。議案第1号、津市教育委員会点検・評価について、事務局から説明をお願いします。

教育総務担当参事

教育総務担当参事 議案第1号 津市教育委員会点検・評価報告書（平成23年度対象）について、説明させていただきます。この点検・評価報告書は、平成20年4月「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、第27条第1項に「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」と規定されました。これに伴いまして、平成19年度から平成22年度まで、毎年度、これまで、4回点検・評価報告書を作成し、公表してきました。今回の平成23年度点検・評価報告書は5回目になります。平成23年度に教育委員会が実施した事務事業を今回の点検・評価の対象として、事業の見直しや今後の事務事業に反映できるように、教育委員会が取り組んだ内容・評価を明らかにして、作成いたしました。また、第2項には、「教育委員会は、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」と規定されていることから、冊子1ページの下をご覧ください。昨年と同じ3人の学識経験を有する方を選定し、11月と12月に平成23年度の事務事業の説明会を開催して、意見を頂戴しました。なお、3人の方々の意見は、冊子の84ページから87ページにおいて掲載いたしました。また、この点検・評価報告書は、昨年平成22年度対象の点検・評価報告書の時に、構成を大きく変更したため、今年度の構成は、昨年と同様にいたしました。以上で説明を終わります。宜しく御審議のほどお願いします。

中湖委員長 ありがとうございます。説明は以上ですが、御質問等ございませんか。

坪井委員 4ページの最後に、私たち教育委員の名前も書いてありますので、少し教えていただきたい。この報告書5年くらいたつので、随分精査されてきたと思います。7ページの教育委員会関係事業は、正に私たちの関わってくる部分ですが、昨今この教育委員会のあり方というのは大津のいじめ問題とか、また高校生の体罰の問題とかいろいろ言われており、それがあからということだけではないのですが、教育委員会のあり方というものは、我々自身が自ら検討し、また改善していく必要があるのではないかと個人的には思っています。4番の指標設定を見ますと、開催の数を目標値としてあげてありますが量的な

目標だけではなくて、教育委員会の中身といったところがもう少し目標として分かるようにして、開催がどうのこうのではなく、もう少し教育委員会の中身がどのように改善されていったかとかいう議論を深めていくようなことが目標にできればと個人的には思っています。ということで、これは、大事な項目ではないかと思しますので、少し、来年度見直していただければというのが一点です。それから8ページの事務局管理事業の3番に事業費というのがあります。過去にさかのぼりますけれども、平成21年度訴訟案件解決に伴うというのはどういった内容のことだったのか、弁護士委託料というのは、どんなことだったのか教えていただきたい。それから10ページの学校管理運営事業の4の指標設定で、昨年原油の価格が上り、光熱水費の平成23年度、削減に取り組み、経費を縮減することができましたというところで、各学校は例えばどんな工夫をして、光熱水費を削減されたのか、具体的な中身を教えていただければと思います。それから12ページ、学校保健管理事業費の5番の進捗状況の最後のところで、学校教育課の事業に移行し、事務の効率化を図りますと書いてあるのですが、学校教育課に移られた意味とか、それでどう効率が上がるのかの中身について教えていただきたい。それから16ページの幼稚園の管理運営事業の4番の指標設定ですが、平成23年度、「内部事務経費の縮減に努めた一方、」等と書いてあるのですが、この内部事務経費の削減というのはどういうことなのか、教えていただきたい。あと、67ページの子ども読書活動推進事業のところですが、3番の事業費の平成23年度「子どもゆめ基金の委託事業が受けられなかった」のところの子どもゆめ基金というのはどういう内容なのか。それから68ページの放課後児童健全育成事業ですが、3番の事業費のところ平成23年度、「障がい児3人以上受入した場合の運営費補助金の追加交付や」と書いてあるのですが、とても大事なことでいい事だと思いますし、実態があるから受入れをされたのだと思うのですが、もう少しその辺の詳しい経過説明をいただきたい。それと69ページ、青少年対策事業ですが、5番の進捗状況のところの3行目の『子ども SOS の家』事業の周知・啓発」というところですが、この事業はもう長い間なんとなくやっているという感じで、成果はあるとは思いますが、具体的に今どんな状況で、どんな成果があるのか、ややマンネリ化しつつあるのではないかという感じがしましたので、答えられる範囲で結構ですので宜しくお願いします。

教育総務課 まず、7ページの指標の件でございますが、次年度以降御指摘の件も含めまして、検討させていただきたいと思しますので、宜しくお願いします。

続きまして、8ページ、3番の平成21年度の訴訟案件の部分でございますが、

これにつきましては2点ございまして、まず、1点目は、久居の誠之小学校の体育館が建っておる底地の部分が、未登記の土地がございまして、旧所有者から過去に購入をして市の土地にした訳ではありますが、当時、登記手続きが怠っていたということで、明け渡しの訴訟がありました。これにつきましては、当時、今手元に資料がございませんで何年頃の話だったか記憶が定かでないんですが、かなり古い時代のことでございまして、当時の予算の支出状況の書類や契約書も廃棄されており、出てこなかったんですが、当時の予算書及び決算書や、議会でこの案件について土地の購入について議論された部分の会議録などいろんな証拠書類が出てきました関係で、結論としては勝訴ということで、その結果未登記のこの土地について、その訴訟の結果をもちまして、手続が完了したということで、めでたい結果になった案件でございまして。もう一つの案件につきましては、芸濃地区の幼保一体化施設の建設にあたって、違法な公金の支出ではないかと、当時、設計業務が旧町の時代に完了しており、新市になってから、設計業務が完了しました関係で、代金の支払いをしました。それともう一つ、その、幼保一体化施設を建てようとした土地が、旧芸濃の社会福祉センターが建っていたところで、その解体業務で、これについても、違法な公金の支出ではないかという訴えです。なぜ、違法な公金の支出と訴えられたかという点、当時平成17年の時期に、設計業務と解体業務をしたんですが、訴訟が起こされたのが平成20年頃だったと思います。その時期になっても、何もその事業が行われていなかったということが、違法な公金の支出ではなかったのかということで訴訟が起こりまして、結果は、訴訟を起こす前に、住民監査請求という手続きを経なければならないんですが、それは、今手元に資料がございませんで詳しくは御説明しかねるんですが、住民監査請求というのは事が起こってから一定の期間内に、住民監査請求をしてその結果をもとに、訴訟を起こさなければならないという手続きがあるんですが、住民監査請求の時期が、そのしなければならない時期を逸して、その過ぎてからの時期であったということで、住民監査請求についてはもう不適法な時期であったと、また、それを越えての訴訟ということもあって、結果としては、そういうことがあったにしろ、公金の支出としては、適正な手続きを経てお金は払っておりますので、これは、違法な公金の支出ではないということで、こちら結果的には勝訴であったということで、この2案件の訴訟案件の弁護士費用をお支払いをさせていただきますという部分でございまして。続きまして、10ページの光熱水費の削減につきましては、これは以前から、校長会等を通じて節電の協力をお願いをしており、学校によっては、メーターとかを見て今うちの学校では頑張っただけで節電をやっていますよというのを取り組んでいる学校もありますが、これについては、日頃から節電については御協力いただきたいということで、無駄な

電気をなるべくつけないようにということで、日頃から学校へお願いをしております結果の積み重ねという意味です。続きまして、12ページの「学校教育課の事業に移行し、」というところがございますが、これについては、37ページでございますが、こちらの方にも、同じ学校保健管理事業というのがございまして、12ページの事業の部分というのは、学校医、学校歯科医、学校薬剤師を雇うための報酬というのがあるんですけども、その予算を確保するための事業でございまして、結局、学校保健の事業の中身の運営につきましては、この37ページの学校教育課所管の事業で、12ページの事業については、教育総務課で任命とか、報酬の支払いとかをしており、それで非常に、縦割りで所管が分かれておりあまり効率的ではないというようなことから、学校医の任命をしたり報酬をお支払いしたりする業務を実際の保健事業を担っておる学校教育課の方で受け持っていたきたいということで、事業を統合させていただいたと、そういう意味でございます。16ページにつきましては、内部事務経費という書き方をさせていただいてはございますが、発注業務などをなるべく一本化できるような体制とかを考えまして、例えば紙を買うにしても、別々に買うよりも多少まとめて買った方がいいとか、そういったような部分がございますので、そういった意味で、経費の削減に努めたという意味でございます。教育総務課の部分については、以上でございます。

生涯学習・津城跡整備活用推進担当参事 子ども読書活動推進事業のところ、子どもゆめ基金についてですけども、これは独立行政法人国立青少年教育振興機構というのがございまして、ここがやっている事業でございます。その事業としては地域独自の子ども読書推進事業というのがございます。そのメニューの中で事業計画書を提出して、合致したところに対して、お金が下ろされるということで、22年度は通りまして、約390万円ということで、事業がされました。したがってこの年につきましては、読書活動につきまして、例えば講演会を行うということなどがございましたが、23年度からは、申請はしましたが通らないということでございますので、基本的な部分だけを市費の事業としているということです。

生涯学習課青少年担当副参事 68ページの「障がい児3人以上受入」というところについて、説明させていただきます。これまでは、平成22年度までは、放課後児童クラブに1人以上障がいを持つ子どもがいれば、1人について15万7千円、これが、補助分として国県市で3分の1ずつの負担となっております。ただ、国は1人以上ですので、2人、3人ということになりますと、やはり何人かおりますので、1人増やしてほしいという所も要望がありました。

それで、国は1人以上しかありません。県は、3人以上というものがありますので、現在23年度から、1人、2人につきましては157万7千円、3人以上おれば、プラス136万円と、これが補助の対象になります。大体これもやはり、障がい児の子どもに対する、指導というか対応というか指導員さんの給与的な部分に当てられるというふうに思っております。それが23年度から、津市の場合は、障がい児3人以上の場合はプラス136万何がしのお金が、追加で運営費の補助金として交付しています。それから次の69ページですけれども、「子ども SOS の家」の事業のことでございますが、確かにもう長い間、青少年育成市民会議の方でやっております、ただしこれはもうかなり根付いておりますので、やはり町中というかかなりの家に SOS の家の旗が立っておればそれなりに抑止効果といいますか、がありますので、それと旗ですと、1年間ずっと置いてありましたらぼろぼろになったりしますので、その都度新しいものを、学校の方で管理していただいておりますので、古くなった場合は要望していただいて、新しいものを渡すと、それと年度の終わりには、学校から担当のおうちの方へ礼状を持って行っていただいておりますような状況です。それで、3,800近くのおうちの方にご協力していただいておりますし、この旗を見て、聞くところによりますと、子どもが登下校の時にトイレに行きたくなった際にちょっと寄らせてもらったり、それから、大人の方ですが、これはもう子どもとは関係ないんですけれども、道が分からなくなって、その家に寄って道を聞いたというふうな話も聞いておりますし、やはり何かあったときには、駆け込めるといふことで、子どもたちには根付いておるといふふうに思います。以上でございます。

中湖委員長 他に、御質問ございませんか。

中湖委員長 一つよろしいですか。教育会の点検・評価ということですので、私が理解しておるのは、まず、この現状、状況をありのまま出してもらって書いてもらおうと、そして、その状況を点検して、そして評価すべき点、問題、課題がおそらくありますので、その問題を提起し、そして問題があれば改善していくということが、自己点検評価の一番大切なこと、評価だと思っておりますが、その点はどうでしょうか。これを見せていただいておりますと、点検・評価の中でこの経緯というのか書いてもらって、さらに見ていくと事業報告だけをしてもらっているように思うんですが、どうでしょうか。ですから、この7ページ以降、数字は訂正したり変えたりすることはできない訳ですかね。これについても、どうですか。

とにかく私がお聞きしたいのは、問題が提起されていないということに疑問を

感じるんです。

教育長 一応これは、教育委員会として事業の点検評価を行ったのを、点検評価委員にお示しさせていただいて、後ろの評価委員の意見をいただきましたので、それを受けて、この教育委員会としてこれからどう改善していくかということで、今、御協議をいただいておりますので、この点検評価の中身のある程度今、疑問点なんかを出していただいて、この報告書を御理解いただきましたらこれを受けてこの25年度、次年度に向けてどのように改善をしていったらいいかということ、先程坪井委員がおっしゃいましたように、例えば教育委員会の在り方をもっとこれから議論をしていくそのことを指標に盛りましょうとか、そういうふうに御意見をいただければ非常にありがたいと思います。

中湖委員長 私が思っておったのは、この平成23年度事業評価と見出しに書いてもらってありますね。これは、事業評価というよりは、事業報告という名前に変え内容を具体的に書くと思っております。その点についてはどうですか。

教育総務担当参事 この「事業評価」という標題の件についてですが、こちらの方「報告」ということの方が正しいのではないかということについて、今後内容を含め検討させていただきます。

中湖委員長 私もわからないので、質問させていただいて、私の言うことが決して正しいとは思っていないんですけれども。

教育長 これは、市の事業評価表を使わせていただいています。

教育総務課 委員長の御指摘の点につきましては、例えば、58ページをご覧くださいますと、この例が良い例かどうかはさておき、なぜこれが、事業評価とさせていただいたかといいますと、4番の指標設定のところですが、先程もこの項目については、坪井委員からも御指摘がございましたが、ここに数値目標というのがございましてですね、目標値何かに対して、実績値どうであったかということで、まずそこへ実績をはめさせていただいてですね、この5番の推進状況、この推進状況ということばではございますが、ここで自己評価をさせていただいておるということで、この表は構成をさせていただいております。ですので、5番が推進状況ということばにはなっておりますが、一応ここで自己評価した結果をここで報告をさせていただいておるといような表の構成にさせていただいています。



中湖委員長 わかりました。

他にございませんか。

松本委員 文章で、ちょっと気になったところで3個ほど、伺いたいと思いますが、2ページで、2段落めで、参考までに伺えればと思うんですけども、学校施設の耐震補強の工事について書かれているんですけども、耐震の診断の結果で必要なところに工事をされたということなんですが、このときの耐震の診断の基準みたいなものが、もしかしたらその後、被害、地震の規模なんかも想定が変わってきたり、被害想定が変わってきたりしているのかなと思うんですけども、その基準というのは、この時と後、23年度の評価についてというよりも、参考までに聞きたいんですけども、この後基準が、変化あるのかどうか、もし変化したのであれば、それについてまた何か一応完了したということなんですけれども、新たな補強工事みたいなものを考えてみえるのかどうかお聞きできればと思いますが。あと、9ページの5番の推進状況ということで、2行目の最後のあたりで「安定した利用環境」か、この辺の文章が教えていただければと思うんですが。それと、推進状況の中身について教えていただいたので、もしかするとこれでいいのかもしれませんが、例えば50ページとかで、この事業についての推進状況が「これこれを図っていきます」ということばが、文末にあるんですが、私は、他のところで、この1年間で何をしたかというのかなと思っていたんですが、これは必ずしも、そうでない、これからの課題についても挙げるというようなことであれば、これでもいいのかもしれませんが、ちょっと他のところでは、「1年でこれこれをしました。」というような文章が多かったので、もしかしたら、整合性をとる必要性があるのかなとちょっと感じました。それから、これはこちらで申し上げて良いのか分からないですけども、84ページの大田先生からいただいた文書に、一番最後の段落が、ちょっとかぎ括弧のつけ方とか、もしかしたら、誤植があるのかもしれないので、ここを確認いただければと思います。「行動する子どもたち・・・」のあたりとか続き具合が、御確認いただければと思います。

教育総務担当参事 耐震補強基準につきましては、震災等で基準は変わっておりません。

中湖委員長 9ページは、これは誤字ですね。

50ページですね。

教育研究支援課長 御指摘のとおり、今年度どのようなことをしたかという部分が確か抜けておって、次のことしか書いてありませんので、少し文言を入れさせていただきたいと思っております。その、教育研究所管理運営事業は、細かいたくさん管理事業を含めて統括しておりますので、ちょっと書きにくい部分があるんですが、教職員研修と研究会の部分については、本年度、どんなふうに取り組んだかという部分を付け加えさせていただきたいと思っております。

教育総務課 84ページの大田さんの御意見の御指摘をいただいた点でございます。84ページの下4行というのは、「平成23年度教育方針の冒頭に」というところで、以下は教育方針の冒頭を引用させていただいております。89ページに、23年度の教育方針があげさせていただいております。89ページの「(はじめに)」の下のあたりですね、そこをちょっと引用させていただいておる加減で多分こういう書き方をされたのかなというふうに思っております。

中湖委員長 これは、こちらで勝手に直す訳にはいきませんね。  
このままでよろしいですか。確認だけ。

学校教育・人権教育担当理事 かぎ括弧だけは、引用で入れさせてもらった方が、いいかもしれません。

中湖委員長 大田さんにまたちょっと了解を得て、お願いします。

坪井委員 先程委員長が、この点検・評価報告書のことについておっしゃられたことに関わっての話をします。この点検・評価は国の方で平成20年に決められたものでなければならぬものですが、特に形式が、決まっている訳ではありません。だから多分そういう観点から、ある市では、もう少し柔らかい感じで書いてあるところもあります。それから、もう少し文章の部分が多く、それから、全部を網羅するのではなくてもう少し学校教育に特化したところだけを評価しているところもあるので、他市のも今後参考にさせていただきながら、その形式などもみていただければ、もう少し報告書の主旨が正しく伝わりますし、点検・評価報告書というのはこういう形だというものでもないで、もう少し分かりやすくなるのかなと感じました。それから、3名の先生方に評価していただくのですが、ある市では、実際学校に行っただいて、その様子も見て学校側の報告も受けながら、御意見をいただいております、会議のテーブルの中だけで評価するのではなくて、その評価していただく先生方にも学識経

験者にもいろいろな学校を見ていただくとまた違うかたちでの御意見がプラスアルファいただけるのではないかと思います。以上です。

中湖委員長 他に御質問ございませんでしょうか。

いろいろと意見が出たところについては、訂正なりしていただくということをお願いします。

各委員 異議なし。

中湖委員長 ご異議なきようですので、議案第1号 津市教育委員会点検・評価について、原案どおり承認します。